

平成 28 年第 3 回定例会 産業労働常任委員会

平成 28 年 10 月 3 日

赤井委員

それでは、委員会報告事項の中から何点かお願いいたします。

はじめに、民間企業における障害者雇用についてです。これは今までも他会派からも何点か御質問がありましたが、この状況等について伺いたいと思います。

神奈川県においても雇用について非常に少ないという報告がありました。平成 17 年の神奈川県の雇用率が 1.37%で、法定雇用率が 1.8%でしたから、法定雇用を神奈川県もやっとクリアしたのかなという気がします。それから、法定雇用率を達成している民間企業についても、平成 17 年、ちょうど 10 年前で 39%という数字が注目を受けていました。平成 27 年は 44%という状況の中で、県内の民間企業の障害者雇用の実態、さらには大企業と中小企業の差が結構あるのではないかと思います。そこで、大企業、中小企業での障害者雇用の状況について併せて教えていただきたいと思います。

雇用対策課長

県内の大企業と中小企業の障害者雇用の状況ですが、平成 27 年 6 月 1 日現在の数値でお答えいたします。

まず、従業員が 50 人から 100 人未満の企業の雇用率は 1.34%、100 人から 300 人未満の企業の雇用率が 1.55%といった状況です。

大企業については、例えば 1,000 人以上ですと 2.08%です。また、500 人から 1,000 人未満の企業ですと 1.90%、こういった状況になっております。

赤井委員

大企業と中小企業では、やはり大分大きな差があると思います。

そういった中で、神奈川県では、かながわ障害者雇用優良企業と、それからかながわ障害者雇用ハート企業というものがありますが、この内容について説明願います。

雇用対策課長

かながわ障害者雇用優良企業は、県内で 300 人未満の中小企業のうち障害者雇用が 4%以上の企業を優良企業として認証しております。かながわ障害者雇用ハート企業については、障害者雇用が 3%以上の中小企業をハート企業として位置付けて、その会社の PR をしたりしております。

赤井委員

会社の PR というのは、冊子をただ出しているという形なのか、それとも何かメリットというか、インセンティブが与えられているのか、その内容について伺います。

雇用対策課長

優良企業については、県庁内の随意契約で少額の物品を購入したり、役務費で清掃などの業務を委託するときなどに、優先調達ができる企業として位置付けており、そういったインセンティブはあります。そのほかにも、優良企業の方については、その企業で行っている優れた取組をホームページで丁寧に紹介

しております。ハート企業の方については、それぞれの企業の商品のアピールなどをホームページや冊子で公表している状況です。

赤井委員

中小企業の中で、障害者雇用が4%とか3%を超えている企業については、今、優先調達などという話もありました。例えば製造業であれば優先調達もあると思いますが、それ以外の企業ですとなかなか優先調達といった形が入ってこないのかなと思います。その辺について、今後例えばこんなことを考えている、優良企業についてはこういったことをしたいなど、今、考えは何かありますか。

雇用対策課長

優良企業については、シンボルマークが使えるのですが、このシンボルマークが余り知られていないことを気にしております。シンボルマークを更に広めて、より優良企業をアピールする取組を進めてまいりたいと考えております。

赤井委員

シンボルマークがたくさんできてしまうと、かえって分からなくなってしまうのではないかと感じてしまいます。その辺についてはしっかりと取り組んでもらいたいと思います。

こういった障害者雇用の状況の中で、神奈川県としても様々な取組を行っています。先ほど他会派からも話がありましたが、神奈川県障害者職業能力開発校、こういったところでも様々なことに取り組んでいると伺いました。特に、障害者就労相談センターの取組について、もう一度確認の意味で教えてください。

雇用対策課長

障害者就労相談センターでは、働くことを希望する障害者に対して就職の相談、そしてその方にどういった職業能力があるのかを判断し、その適性に応じた職場の紹介などの就職支援、就職後の定着支援などを中心に行っております。就労相談センターでは、県内の各地域に障害者しごとサポーターを配置しており、就業支援を行うとともに、就職後の職場定着の支援を実施しております。

赤井委員

障害者就労相談センターでは、障害者の雇用に向けてということで、ともに歩むという冊子を出していると思いますが、この状況について確認させてください。

雇用対策課長

ともに歩むは、毎年冊子として作っており、9月に、みなとみらいのはまぎんホールで実施した雇用促進フォーラムで配布するなど、周知に努めているところです。

赤井委員

手元にあるのが今年8月発行の第34集なのですが、私も勉強不足で初めて目にいたしました。また、話がありましたように、はまぎんホールでのイベントで配布をされているということですが、結構お金もかかると思うので、そこまで多くは配れないのかもしれませんが。内容的には非常に分かりやすい内容だと思いますので、こういったものについては、数多くいろいろなところで広範に

配る必要があるのかなと思います。例えば、ともに歩むという言葉自身も、私も勉強不足で知らなかったぐらいですから、この辺については、今後もう少し広範な形で広げる必要があるのではないかとも思います。それについて何かお考えはありますか。

雇用対策課長

フォーラムで配布するだけでなく、例えば国や県が行う未達成企業への企業訪問時に、その冊子を持って行き、配ったりするといったこともしております。今後は、より幅広く、特に取組の遅れている企業に届けられるような広報の工夫をしていきたいと考えております。

赤井委員

この障害者就労相談センターでは、様々な支援を行っていると思います。その支援の内容と状況を教えてください。

雇用対策課長

現在、障害者就労相談センターでは、働くことを希望する障害者に対して、就職の相談、職業能力強化、適性に応じた職場の紹介、就職後の定着支援といった支援を実施しております。

利用者の状況については、過去3年間で申しますと、平成25年度が487人、平成26年度が450人、平成27年度が357人ということで、少し減少傾向となっております。減少している理由として、障害者の方のそれぞれ身近な地域において、様々な就業支援機関が充実してきているためではないかと分析しております。

赤井委員

減少している理由について、様々な機関が同じような形で同じようなことをやっているからということで私は受け取ったのですが、例えば、このともに歩むの裏表紙にも様々な就労支援機関、ハローワークなどが出ているので、各地域で障害者雇用を支援する機関があるのかと思います。最も障害者自身がそこに相談に行かなければいけない、あるいは企業の方も障害者を雇用するにはどうしたらよいのかと、こういった相談をする場所だと思います。本当に数多くあるのでどこへ行ったらよいのか分からないのではないかと思います。ですが、それぞれの機関の取り組んでいる内容は、別々なのでしょうか、それとも全く同じことをやられているのでしょうか。

雇用対策課長

それぞれの機関によって異なる部分もありますが、重複している部分もあります。特に、障害者の方に対する就職相談、就職支援、定着支援といった部分について、例えば県や市がNPO法人等に委託して実施する就労援助センター、あと障害者雇用促進法に基づく障害者就業・生活支援センターといったところは重複して実施しております。障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所は、職業訓練を実施した上で支援をしているという差はありますが、障害者に対する支援に関しては、同じ重複する支援を様々な機関で実施しております。ただ、企業に対する支援は、ハローワークや(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営している神奈川障害者職業センターが中心に実施しています。

赤井委員

最後に伺った(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営している神奈川障害者職業センターは、神奈川障害者職業能力開発校の中にあるのでしょうか。

雇用対策課長

場所は隣ですが、別々の組織です。

赤井委員

住所等が同じなので、同じなのかと思いました。とにかく、非常にいろいろなところで、いろいろと障害者に対して手を差し伸べているのですが、非常に数が多くてよく分からないという点があります。

それから、先ほど神奈川障害者職業能力開発校について様々な話がありました。この中に障害者就職促進委託訓練トライというものがありますが、この内容について伺います。

産業人材課長

こちらは、各企業やNPO法人に委託して行う公共職業訓練です。平成27年度は42コース、369人の定員で、250人の方が受講されております。

赤井委員

平成28年度障害者就職促進委託訓練トライということで、受託機関を募集すると出ておりますが、この状況はいかがでしょうか。

産業人材課長

本年度は年度途中ですので、10月生までということになりますが、受託の企業及び期間は、12社、19コースで、定員が168名となります。

赤井委員

国立県営神奈川障害者職業能力開発校ということで、企業に募集していると思います。定員は1人から3人程度で1箇月、このようなこともアピールしているのかなと思います。私たちは、この産業労働常任委員会のメンバーですので、こういった資料も目にすることができるのですが、こういう点についてどれほど広報されているのかという部分で、更に広くアピールしていただきたいと思います。

そして、雇用については、様々な形でこういった相談センターがあり、いろいろな相談に応じることができるようになってはいるのですが、一つ問題になっているのは、障害者の定着状況ということで、就職はしました、しかし定着しなかったと、こういうことがあると思います。障害者別の定着状況などについては、つかんでいますか。

雇用対策課長

厚生労働省が、平成25年度に障害者雇用実態調査を実施しており、平均勤続年数を調査しております。それによると、身体障害者の方が10年、知的障害者の方が7年9箇月、精神障害者の方が4年3箇月ということで、精神障害者の定着支援が特に課題と分析されております。

赤井委員

10年、約8年、約4年ということで、精神障害の方は、なかなか就労定着が難しいのかなと思います。そういった中で、企業の中で定着をしっかりとさせるために、K—STEP研修会というのが行われていると伺いました。その研修

会についてお伺いします。

雇用対策課長

K—STEP研修会ですが、まず、精神障害者の方は職場でコミュニケーションをとりにくいということがありますので、職場の方と精神障害の方が簡単なチェックシートで職場でのコミュニケーションをとりやくするような仕組みがあります。それについて、特に就労支援機関の方にまずは知っていただくということで、就労支援機関を対象とした研修会を昨年度から実施しております。

赤井委員

今年度も何回か行われているのかと思いますが、参加状況等、また参加された方の反応等について伺います。

雇用対策課長

K—STEP研修の実績についてですが、1回目を9月15日に開催し、参加者数は24人でした。今年度は12月に、2回目を開催予定です。昨年度は2月と3月に開催し、参加者数は、2月が46人、3月が41人でした。

参加者からは、精神障害者の定着支援にとっても有効な手法であるとか、企業と精神障害者のコミュニケーションツールとして使えるといった声を頂いております。

赤井委員

今年の暮れにも行われるようですが、精神障害者の方を雇用している企業等については、当然県としても掌握していると思いますので、しっかりとK—STEP研修会についてアピールしていただいて、多くの企業が参加できるような態勢を、実施するからにはとっていただきたいと思います。

最初に戻りますが、法定雇用率達成のための今後の県の取組として、障害者雇用の支援情報を分かりやすく提供する必要があると思います。今回の代表質問で我が会派の高橋稔議員からも質問し、知事からも様々な答弁があり、その中の一つとして、ポータルサイトというのがありました。この辺についての現在の状況、また今後の方向性について伺います。

雇用対策課長

委員御指摘のとおり、特に雇用対策課の方には、企業からどこでどのような支援が受けられるのか非常に分かりにくいといった声が寄せられております。そこで、障害者の就労支援を県内で行っている様々な機関ごとの業務内容や、所管区域などを企業に対して分かりやすく周知できるようなポータルサイトの検討や、ワンストップでそういった情報を分かりやすくお伝えできる相談窓口を設けることなどを検討している最中です。

赤井委員

障害者に対して、いろいろなところで様々な支援をしていることは分かるのですが、余りにも総花的でほとんどのところが同じようなことをやられているのではないかと感じてしまいます。国なども含めていろいろなところが行っているのが難しいかもしれませんが、是非ワンストップで、またポータルサイト等を使いながら、障害者の方や障害者を雇用しようとしている企業のために、また法定雇用率を満たすためにも、しっかりと取り組んでいただきたいと思

ます。

続いて、神奈川県産業技術センターとKASTの統合・独法化について説明がありました。17 ページに、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所に係る重要な財産を定める条例の制定について記載があります。この趣旨について、なかなか読みくることができません。法第6条第4項うんぬんと出ていますが、もう一度、かみ砕いて言うとうどういうことでしょうか。

独立行政法人化担当課長

地方独立行政法人は、地方公共団体とは独立した法人となるものであり、運営の基礎となる財産については、しっかり管理する必要があります。独立行政法人法上、財産についての規定は、法第6条及び第44条、この二つがあります。

まず、6条については、設立団体である、今回の場合、県の方から出資したもの、あるいは県の方から支出したものについては、もしそれが将来不要となるならば、それは設立団体の方に戻して有効に活用することが適当であるという趣旨から設けられた規定です。

もう一つの44条についてですが、まず、県からの出資や支出に限らず、県でも地方自治法上重要な財産が定められております。これと同じ趣旨で、やはり団体の運営に必要な基礎的な財産や重要なものについては、しっかり管理する必要があるため、これらを譲渡し、あるいは担保しようとするときには、しっかり設立団体の長の許可を受けなさいということで、これについては財産をしっかりと管理していくための規定という位置付けとなっております。

赤井委員

県がつくった産技センター、KASTにある財産について、これを今後、産技総研の方に移す場合には、きちっと知らせなさいよということで、44条の方は、産技総研で譲渡をするということで、これは産技総研に移行してから譲渡するということなののでしょうか、これがよく分かりません。条例で定める重要な財産を譲渡し、または担保にするというのは、産技総研が設立する前に譲渡するということなのか、それとも産技総研ができてからまた譲渡するということであれば、これはもう産技総研の問題だと思いますが、この辺がよく分からない。44条の譲渡するというのはいつの時点なののでしょうか。

独立行政法人化担当課長

44条の規定についてですが、県から出資されるものについては、現在、神奈川県産業技術センターの土地、建物が定款上出資されるものとなっております。そのほか、例えば設備機器などについては、設立の段階で譲渡されることとなります。そして、これらが産業技術総合研究所の財産となるわけですが、その財産を産業技術総合研究所が譲渡する場合の認可となります。

赤井委員

そうすると、産技総研にあった財産を産技総研がまたどこかへ譲渡しようとしたときは、県の方にもう1回許可、認可をとりなさいということになるのでしょうか、この辺について教えてください。

独立行政法人化担当課長

趣旨はそのとおりで、そのうち重要な財産については、県の認可を得なさいという規定となっております。

赤井委員

ちなみに、この重要な財産とは、どの程度今の時点であるのか、掌握されていますか。

独立行政法人化担当課長

ただいまの44条については、予定価格1億円以上、ただし土地については、その価格が1件2万平方メートル以上に限るということになっております。土地については、現在、神奈川県産業技術センターは3万平方メートルほどあります。規定上、土地についてはこれに該当することになりますが、土地がなくなってしまうと仕事ができなくなってしまうので、これを譲渡するという可能性はないということになります。そして、譲渡の場合の予定価格が1億円となっているのですが、設備機器については、購入時、最も高いものでは何件か1億円以上のものがあります。ただ、大体機械の償却については、5年程度になりますので、現実的には適用はないのではないかと考えております。

赤井委員

重要な財産の規定がある法6条に該当する帳簿価格が50万円の財産についてもないということですか。

独立行政法人化担当課長

6条の方については、50万円という額になっております。これは、独立行政法人会計上、重要な財産を50万円とするということで、総務省から基準が示されており、この重要な財産に合わせたものとなっております。これに該当する、県からの支出により購入した50万円の財産というのは、出てくる可能性もありますが、この規定は必要がなくなったと認められる場合という縛りがあります。将来必要ではなくなるというのは少ないケースだと思っておりますので、これについても適用される案件は少ないのではないかと考えております。

赤井委員

将来にわたり業務を確実に実施する上で、必要がなくなったと認められる場合ということで、今の時点では、必要がなくなったと認められる、この法第6条に該当する重要な財産は認められないから、ということになるのでしょうか。

独立行政法人化担当課長

6条に関しては、規定として法律上こうした重要な財産を定める必要があるため、この定めが必要となります。先々のことを考えると、これに該当する重要財産で、認可を得なければならないケースは少ないのではないかと思います。例えば、財産自体は不要となりましたけれども、それを売却して換金したような場合で、そのお金についてもいらないですよといった場合には、設立団体に戻すということになります。なかなかそこまで不要になるというものは少ないのではないかと、総務省の解説でもそういった趣旨が書いてありますので、我々としてはそういった想定でおります。

赤井委員

何か分かったような、分からないような感じです。

目に見える財産は、こういう形で重要な財産と認められる場合もあると思いますが、例えば知的財産などについて、KASTの場合は知的財産などの許認

可をとったり、あるいは様々な財産として登録されたりするようなものもあると思います。こういった知的財産等については、どうなるのでしょうか。

独立行政法人化担当課長

まず、地方独立行政法人法第6条第4項の規定について補足説明いたします。まず県からの出資、または支出に係るものについて具体的に申し上げますと、産技総研の設立時においては、県が出資する、現に産業技術センターが存する土地、建物、そして現に産業技術センターに有し、産技総研に無償譲渡する試験計測機器等約3,200件があります。そして産技総研の運営に当たり、県から受け取る運営交付金により購入していく試験計測器等もこれに該当していくこととなります。

次に、これらの財産のうち条例で定めるものとして、帳簿価格50万円以上と定めた場合については、県が出資または譲渡する財産として先ほど申し上げたもののうち、まず土地、建物が該当することになり、そして現に産業技術センターが有する試験計測機器等については、平成27年度末までに取得したものについて、減価償却を加味すると、30件程度となります。

続いて、知的財産については、知的財産権という権利になりますので、どちらかというところ、報告資料3の承継させる権利を定める、こちらに該当します。この3の承継させる権利を定めるものについては、独立行政法人の基礎となるものということで、総務省に照会させていただいたところ、例えば土地や建物が該当するというところで、この総務省の照会結果に従い、土地や建物の所有権を承継させるということでお示しさせていただいております。知的財産権や物品の所有権といったものについては、設立の段階で県の方から独立行政法人の方へ譲渡されるという解釈になるかと思っております。

赤井委員

さらには、報告資料18ページになりますが、職員の引継ぎに関する条例の記載があります。これについても、趣旨をもう少しかみ砕いて教えてください。

産業労働局管理担当課長

産業技術センターを地方独立行政法人化する産業技術総合研究所において、その職員は地方公務員の身分を有しない非公務員型、かつ産業技術センターで行っていた業務を引き継ぐ、移行型の一般地方独立行政法人として設立する予定となっております。この移行型の一般地方独立行政法人の場合、業務の円滑な移行のために、産業技術センターの職員については、別に辞令が発せられない限りは産業技術総合研究所設立の日において、その産業技術総合研究所の職員となる、つまり身分が承継されるという制度になっております。ただし、産業技術総合研究所に身分が承継されるというのは、あくまでも原則であり、必ずしも全員が承継されなければいけないというわけではなく、非承継、県に身分が残るという場合もあるということです。

赤井委員

今回、産業技術センターとKASTが統合し独法化され、産業技術総合研究所になるという意味では、身分について本当にいろいろと職員の皆様が心配されているのではないかと考えています。今、お話にもありましたが、承継をするしない、こういった点については、本人の意向を確認するという話はあるの

でしょうか。

産業労働局管理担当課長

委員御指摘のとおり、職員の方々の身分については大きな問題であり、意向について本人から確認していただきたいという要望も多くありました。原則は先ほど申しましたとおり産技総研に承継するというものではありませんが、こうしたことを受けて、人事を所管する総務局において、職員自ら決定することにより気持ちの整理ができるということ、モチベーションの維持が期待できるという判断から、研究職等の職員 97 名について、承継を希望するか、あるいは非承継を希望するか、職員本人の意向確認を行い、決めるということにさせていただいたところです。ただ、一般事務職等の職員 20 名については、通常の人事異動の一環として産業技術センターに配属されているものですので、もともと非承継と考えております。

意向確認を行うこととした研究職等の職員を対象に、8 月上旬、総務局と産業労働局が職員説明会を開催し、身分に対する考え方や産技総研の労働条件を十分に説明させていただいた上で、一定期間職員が検討する期間を設け、今月 9 月上旬に職員の意向を確認させていただいたところです。

赤井委員

丁寧に技術職の方々に対して意向確認を行い、その結果を 9 月の月上旬にまとめたという伺いました。技術職の方 97 名の意向確認の結果はどうだったのでしょうか。

産業労働局管理担当課長

8 月上旬に職員説明会を開催させていただき、9 月上旬に職員の皆様から意向確認を行ったところです。意向確認の結果については、対象者 97 名中、83 名の職員が承継を希望し、14 名の職員が非承継となっております。

赤井委員

非承継の方が 14 名いらっしゃるということで、いろいろなお考えがあるかと思えます。この方々については、そうすると産技総研ではなく、県の技術者ということで県に戻ってくるような形になるのでしょうか。

産業労働局管理担当課長

承継を希望した職員についても非承継を希望された職員についても、自らの選択に従って今後とも引き続き意欲を持って活躍していただきたいと考えております。そこで、非承継ということ希望された方々も、県の身分のまま今後とも活躍していただきたいと考えております。

赤井委員

97 名の職員の中で非継承を希望した職員は、県の職員として産技総研にそのまま残るのか、それとも県の機関に戻ってくることになるのか伺います。

産業労働局管理担当課長

97 名の意向確認をさせていただいた職員のうち 83 名が承継です。83 名が産技総研の身分となります。非承継を希望された 14 名は、神奈川県職員ということになります。

非承継を希望された 14 名の方々の意向については、通常の人事異動と同様に本人の希望や適性、仕事の状況を総合的に勘案し、県の所属で異動することが

想定されます。ただし、県に身分を残したまま産技総研の方に派遣法の派遣という形で勤務することも想定されます。

赤井委員

KASTとそれから産業技術センターを統合・独法化して産技総研ができるということで、センターとKASTで行っていた業務がそのまま100%移行するかどうかは分からないのですが、そうした場合、今97名いらっしゃる技術職員のうち14名が、県の人事異動で県の機関に戻ってきたりすることになると、技術職員が足りなくなるのではないかなと思います。そういう点で、来年の春に独法化する予定である産技総研の技術者が不足するのではないかとも思うのですが、そういった考えはお持ちでしょうか。

独立行政法人化担当課長

先ほど産業労働局管理担当課長が答弁したとおり、14名の技術者が県の身分を選択しております。また、先ほど冒頭の方で話がありましたが、事務職についても現在20名、産業技術センターに派遣されております。こちらについても非承継という整理をしたところではあります。

職員の補充については、新たな産技総研として新規に職員を採用していくということが基本となりますが、当面の移行に当たっては、県から産技総研の方へ職員を派遣することも想定されると思います。円滑な業務遂行に妨げがないように、しっかり人事についても対応してまいりたいと考えております。

赤井委員

14名の方が希望しないということで、これらの方々については県の職員のまま産技総研の方に派遣されるということで伺いました。今後やはり産技総研の職員が不足するということも考えられます。また、事務職員については、幾らでも募集することができると思いますので、この辺については、問題はないかと思いますが、せっかく神奈川県職員として97名の方が入庁された、しかし、今回の独法化によって83名の方が独立行政法人の職員になるという点では、これらの方々はいろいろな思いがあると思います。とにかく職員の方々の立場に立って様々なことをしっかりと決めていっていただきたいと申し上げておきます。

最後に、神奈川県観光振興計画について、何点か伺います。他会派からも質問がありましたので、重複する点については省略いたします。報告資料39ページに、平成26年から平成30年までに入込観光客数を2億人にしたい、また観光消費額についても1兆5,000億円を目標にしたい、さらには外国人旅行者の訪問数を126万人から201万人にしたいということで、こういう数字が出てきました。この入込観光客数の算定については、どのような形になっているのか、先ほど話があったかもしれませんが、もう一回確認の意味で伺いたいと思います。例えば、入込観光客数の2億人、それから外国人旅行者の訪問者数の201万人、これらについての算定根拠を教えてください。

観光企画課長

観光振興計画の目標について説明させていただきます。

まず、入込観光客の目標2億人です。こちらについては、平成30年の目標ですが、平成25年をベースにし、これまでの伸びを見ながら今後約2%伸ばして

いきたいということで、年に約400万人ずつ増やしていくことによって2億人を達成したいという考え方です。

次に、観光消費額についてです。平成30年に1兆5千億円ということで、平成25年の観光消費額総額9,800億円を、入込観光客全体で割って単価を出します。これをベースに単価を約6%増やすということで、毎年約1,000億円ずつ増やし、平成30年に1兆5,000億円という目標を達成したいという考え方です。

外国人旅行者については、平成30年に201万人ということで設定をさせていただいております。この設定の考え方については、同様に毎年9万人ずつ増やしていくということを経済的な考え方として、平成30年に201万人という数字を設定させていただいたところです。

赤井委員

それでは、実績についての算定方法も伺いたいと思います。例えば入込観光客数は、平成27年が1億9,291人となっております。これは速報値になっていますが、こういった形で算定したのでしょうか、この人数の算定方法を伺います。

観光企画課長

こちらの入込観光客数については、国の方で示されている共通基準というものが、それに基づいて県内各市町村で調査をしていただいております。この調査については、いわゆる定点調査ということで、特定の場所で年4回、実際に観光客の数を数えていくという調査と、観光施設の年間の観光客数を集計し、これを足し上げたものが入込観光客数となっております。

赤井委員

先ほどもその説明はありましたが、観光客数といっても、集計の仕方などがまちまちなのかと思います。例えば国で出している数字の根拠は、どのようになっているのか教えてください。

観光企画課長

確かに委員御指摘のように、観光客数は都道府県により、集計の仕方が違っていたという部分がありました。そういったことを踏まえ、観光庁の方で共通基準を定めております。それに基づいて、先ほど申し上げましたように年4回、観光地で観光客の調査をしていく、観光施設から集計して積み上げていくといったやり方をしています。市町村のデータを取りまとめ、都道府県が全国共通で実施しているといったものです。

赤井委員

この数字の根拠がよく分かりません。さらには、外国人旅行者の訪問者数の実績が出ていて、平成27年は223万人と記載があるのですが、神奈川県に外国旅行者が223万人来たという算定根拠を伺います。

国際観光課長

算定根拠ということで、一つはJNTOになります。法務省において、外国人の方々が日本に入国するときに人数を数えております。昨年でいうと、1,974万人の方が入国されています。

そして、観光庁が出しております都道府県別訪問率ということで、これはアンケートをとって今回の旅行中に、訪問した土地を数え上げていき、各都道府

県別に率を出していきます。昨年でいいますと、神奈川県は11.3%ということでした。この1,974万人という数字と11.3%を掛け合わせたものを、神奈川県に來ている方の数字として出しているところです。

赤井委員

この実績というのは、今伺った11.3%という推計から出しているだけだということですね。先ほど来質問がありましたように、今後神奈川県として入込観光客数を、同時に外国人の観光者、旅行者を増やしていく必要があると思います。また、いろいろな意味で神奈川県には、箱根から鎌倉から横浜からと、また、さらには第4の核というものをつくったわけですから、そういった点についてもしっかりと今後アピールして売り出していただきたいと思います。

今定例会において、我が会派から歴史ツーリズムや、文化遺産、シルクロードといった質問をしました。富岡製糸場が世界遺産となり、県のシルクセンターなどを全部つなげることができるかといった話もしました。こういったことについては、例えば北陸方面では昇龍道といった観光のルートがあります。このようなことを考えると、神奈川県単独ではなく群馬県や埼玉県など、いろいろなところと協調しながら歴史ツーリズムを考えていく必要があるのではないかと考えています。この辺について、代表質問をさせていただいたところですが、今一度、今のお考えをお聞かせください。

観光企画課長

シルクを生かした観光振興ということで、世界遺産に登録された富岡製糸場など、県外には多くの観光資源があります。また、お話にありましたような群馬県、埼玉県、さらには長野県にも多くの資源がありますので、そういったところと連携を図りながら、特に今話に出ました群馬県とは観光の面でも連携してバスツアーなども昨年実施している実績がありますので、シルクをテーマにつないでいくような取組を進めてまいりたいと考えております。

赤井委員

東京都の国立美術館も世界遺産になりました。同じように継承し設計しているものとして、鎌倉にある美術館などがあります。そういった点では、建築群についても、建築遺産として様々な歴史ツーリズムに活用できるのではないかと考えています。その辺についても、いろいろと考えながら、国内はもちろんですが海外にもしっかりとSNS等で発信しながら県の観光をしっかりと進めていただきたいと思います。